

## 「春は名のみ・・・」

校長 安藤 徹

昔から、「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」と言われ、この言葉で1月から3月の時期が1年の中でも特に早いスピードで過ぎていくことを表しているわけですが、私自身もまさに今その言葉を実感しているところです。



大寒も過ぎ、明後日3日が節分、4日が立春となり暦上での季節は春に変わりますが、寒さはまだまだこれからが本番といった感じです。もともと節分というのは「季節を分ける」ことから「節分」と言われ、季節の始まりを示す立夏、立秋、立冬の前日も立春の前日と同じように「節分」と呼ばれていたようです。

しかし、現在のように「節分」といえば立春の前日のことだけを指すようになってきた理由のひとつは、あくまでも私の推測とはなりますが、やはりどんな時代の人々も「春の訪れ」を告げる立春とその前日の「節分」だけはとても大切な日、誰もが楽しみにしている日だったからではないかと考えられます。



「春の訪れ」が待ち遠しい2月、岩戸養護学校3年生の残りの学校生活もあと1か月と少し、1・2年生にとっても4月まで実質2か月弱ほどとなってきました。「逃げる2月」を迎え、何事にも悔いが残らないように1日1日を大切に、充実した学校生活を送ってほしいと願っています。

さて、2か月後の4月1日から岩戸養護学校や障害者に関連した神奈川県条例（県の法律）2つが施行されます。一つめは岩戸養護学校が4月1日より「岩戸支援学校」に校名変更されることです。このことにつきましてはすでに昨年10月に保護者の方々には文書でお知らせしておりますが、共生社会の実現に向け、地域における支援機能を更に発揮し、かながわの「支援教育」を推進していく学校としての名称を用いるため、4月より条例にもとづき「県立養護学校」という名称を現在使用している23校すべてが「県立支援学校」という名称に変更となります。なお、校内設置のバス停の名称や京急バスの行先表示名なども「岩戸支援学校（経由）」となる予定ですので地域の方々は特にご注意ください。

もう一つは、「神奈川県**当事者目線の福祉推進条例**」が施行されることです。これは平成28年7月26日に発生した津久井やまゆり園事件を機に神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、その後、障がい者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障がい者本人のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが「当事者目線の障がい福祉」であるとの考えに至りました。

このような認識の下、当事者目線の障がい福祉の推進を「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につなげていくために、障がい者自身も加わりながら「神奈川県当事者目線の福祉推進条例案」を作成し、昨年10月に条例が制定され、今年4月に施行されることになりました。ぜひ一度ご覧ください。

詳しくは二次元バーコードよりご覧ください



令和5年2月1日

